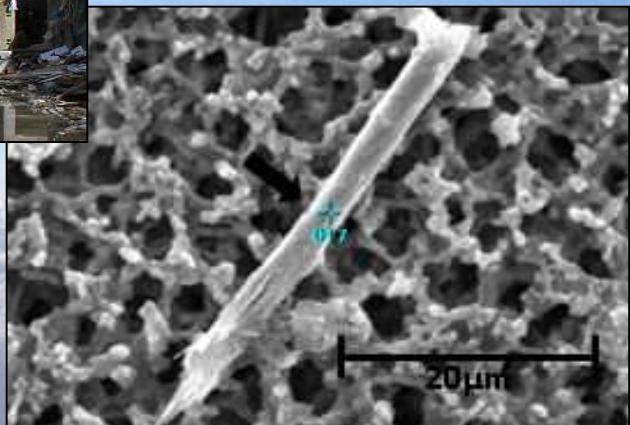


建築物の アスベスト対策

～災害に備え早めの除去を～



【被災した建築物】



【アスベスト繊維の電子顕微鏡写真】

【内容】

- | | |
|-----------------|-------------------|
| はじめに | 5 アスベストに関する建築物の管理 |
| 1 アスベストとは | 6 建築物の解体工事の留意事項等 |
| 2 アスベストの吸入による疾患 | 7 大地震に備えて |
| 3 アスベスト建材の使用箇所 | 8 参考資料等 |
| 4 主なアスベスト建材 | アスベストに関する相談窓口一覧 |

愛知県アスベスト対策協議会

はじめに

アスベスト(石綿)の問題は終わっていません。現在においても、アスベスト建材の使われた建築物が数多く残っています。それらの建材の維持管理や解体・改修の方法次第では、新たなアスベスト被害が発生する可能性があります。また、阪神・淡路大震災、東日本大震災等の経験が示すように、大災害時に平常時と同様のアスベスト飛散防止対策を取ることは困難です。

このため、建築物の管理者には、平常時からアスベスト建材の使用実態を把握し、その適切な管理を行うとともに、アスベスト飛散のリスクが最も高い吹付けアスベストからできる限り早期に除去するなど、安全・安心の社会に向けた取組が求められています。

このパンフレットは、県民の皆様にアスベスト対策の必要性、重要性を再認識していただくため作成しました。

1 アスベストとは

アスベストは、天然に産出する纖維状の鉱物で、白石綿、青石綿、茶石綿などがあります。耐熱性、断熱性、防音性などの優れた特性を持っていましたため、建設資材、工業製品など様々な分野で大量に使用されてきましたが、アスベストの吸入による健康被害が確認され、現在では、その製造、使用、輸入等が禁止されています。



白石綿(クリソタイル)

青石綿(クロシドライト)

茶石綿 (アモサイト)

出典：(一社) JATI 協会資料

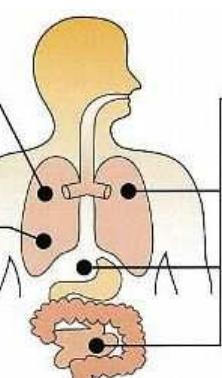
※上記の他にもアクチノライド、アンソフィライト、トレモライトといった種類があります。

2 アスベストの吸入による疾患

■アスベストが原因の主な病気

□肺がん
気管支や肺胞を覆う上皮に発生する悪性の腫瘍です。

□アスベスト肺
大量にアスベストを吸いこむことによって、肺が線維化してしまう「じん肺」という病気のひとつです。



□中皮腫
肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を取り囲む腹膜などにできる悪性の腫瘍です。ほとんどの中皮腫が、アスベストのばく露が関与していると言われています。

アスベストの纖維は、極めて細く(髪の毛の 5000 分の1)、丈夫で変質しにくいため、いったん吸い込むと肺の奥深くまで入り、体外に排出されにくい特徴を持っています。その結果、長期に体内にとどまり、刺激を与え続けることにより中皮腫や肺がんなどの病気を引き起こすと考えられています。

出典：建築物のアスベスト対策
(国土交通省)

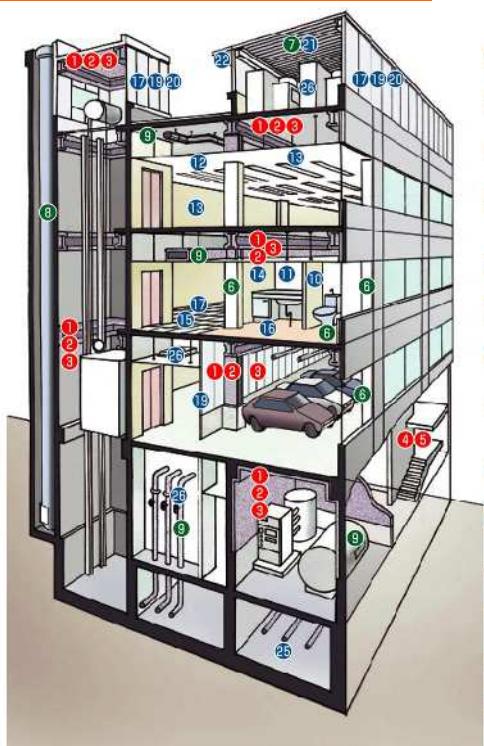
3 アスベスト建材の使用箇所

2006(平成18)年にアスベスト製品の製造等が禁止されたことに伴い、アスベスト粉じんによるリスクはアスベスト製品の製造現場等に代わって、過去にアスベスト建材(製品)が使われている建築物の解体作業が中心になっています。建材としてのアスベスト使用は、吹付け材、保温材・被覆材・断熱材、その他建材(成形板等)に大きく区分され、使用されてきた箇所は下図のとおりです。

また、アスベスト建材使用の民間建築物の解体棟数のピークについては、2028(令和10)年頃と推計されています。

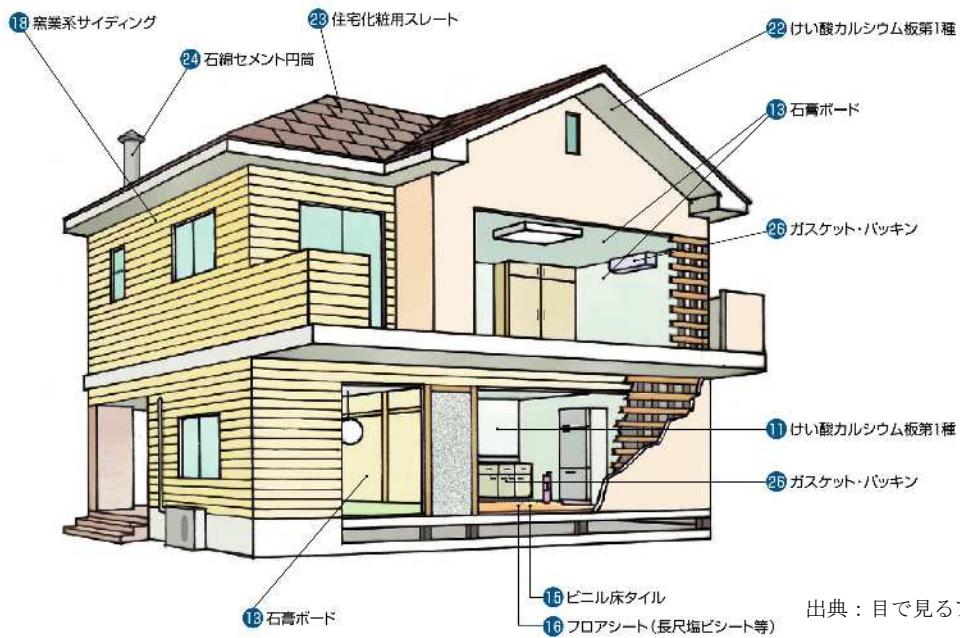
鉄筋コンクリート、鉄骨造の例

- ① 吹付け石綿
- ② 石綿含有吹付けロックウール(乾式・半湿式)
- ③ 石綿含有吹付けロックウール(湿式)
- ④ 石綿含有バーライト吹付け
- ⑤ 石綿含有バーミキュライト吹付け(ひる石)
- ⑥ 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- ⑦ 屋根用折版石綿断熱材
- ⑧ 煙突石綿断熱材
- ⑨ 石綿・けいそう土・バーライト・石綿けい酸カルシウム等各種保温材
- ⑩ フレキシブルボード・大平板等
- ⑪ けい酸カルシウム板第1種
- ⑫ 岩綿吸音板



- ⑬ 石膏ボード
- ⑭ けい酸カルシウム板第1種
- ⑮ ビニル床タイル
- ⑯ フロアシート(長尺塗ビシート等)
- ⑰ 押出成形品
- ⑱ 焙業系サイディング
- ⑲ 押出成形セメント板
- ⑳ フレキシブルボード・石綿セメント板
- ㉑ スレート波板
- ㉒ けい酸カルシウム板第1種
- ㉓ 住宅化粧用スレート
- ㉔ 石綿セメント円筒
- ㉕ 耐火二層管
- ㉖ ガスケット・パッキン

戸建て住宅の例



民間建築物の年度別解体棟数(推計)



注: 対象建築物は0.1重量%以上のアスベストを含む可能性のある民間建築物。

出典: 社会資本整備審議会資料
(国土交通省)

アスベスト建材の分類

アスベスト建材をアスベスト飛散のおそれ(発じん性)から分類すると次のとおりです。

レベル1

吹付け材

・発じん性は著しく高い

レベル2

保温材・被覆材・断熱材

・発じん性は高い

レベル3

石綿含有成形板等

・発じん性は比較的低い

石綿含有仕上塗材

・発じん性は比較的低い

※ 解体方法や建材のアスベスト含有率により、発じん性が増す可能性があります。

出典: 目で見るアスベスト建材 (国土交通省)

4 主なアスベスト建材

レベル1

吹付け材

吹付け石綿



- ・用途: 鉄骨耐火被覆材
- ・製造時期: ~1975

石綿含有吹付けパーライト



- ・用途: 天井梁型、吸音材、仕上げ材
- ・製造時期: ~1989

レベル2

保温材・被覆材・断熱材

石綿含有けい酸カルシウム板第2種



- ・用途: 鉄骨耐火被覆材
- ・製造時期: ~1997

石綿含有吹付けロックウール



- ・用途: 天井断熱材
- ・製造時期: ~1987

石綿含有吹付けバーミキュライト(ひる石)



- ・用途: 天井、吸音材、仕上げ材
- ・製造時期: ~1988

石綿・けいそう土・パーライト・ 石綿けい酸カルシウム等 各種保温材



配管エルボの保温材



- ・用途: 配管保温材
- ・製造時期: ~1980

レベル3

その他石綿含有建材(石綿含有成形板等)

ビニル床タイル



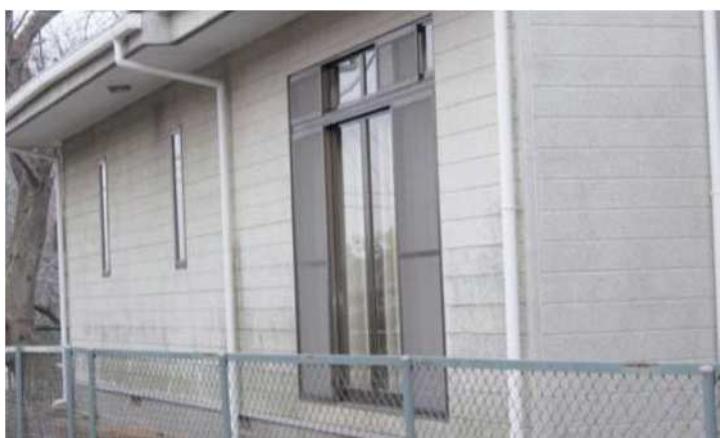
- ・用途:床材
- ・製造時期:～1987

スレート波板



- ・用途:外装材、屋根、外装、外壁
- ・製造時期:～2004

石綿含有窯業系サイディング



- ・用途:外壁材
- ・製造時期:～2004

石綿含有けい酸カルシウム板第1種



- ・用途:軒天井材、内壁材
- ・製造時期:～2004

石綿含有仕上塗材



セメントスタッコ

- ・用途:外装仕上材、内装仕上材
- ・販売期間:1975～1999

出典：目で見るアスベスト建材（国土交通省）

日本建築仕上材工業会 <http://www.nsk-web.org/kikaku/index.html>

5 アスベストに関する建築物の管理

石綿障害予防規則では、労働者を就業させる建築物の管理について、次のとおり義務づけています。

石綿障害予防規則(抜粋)

第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物(次項及び第4項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2, 3(略)

4 法第34条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第1項に規定する措置を講じなければならない。

具体的には、**事業者は、次の手順によりアスベストに関する建築物の管理を行うこととなります。**

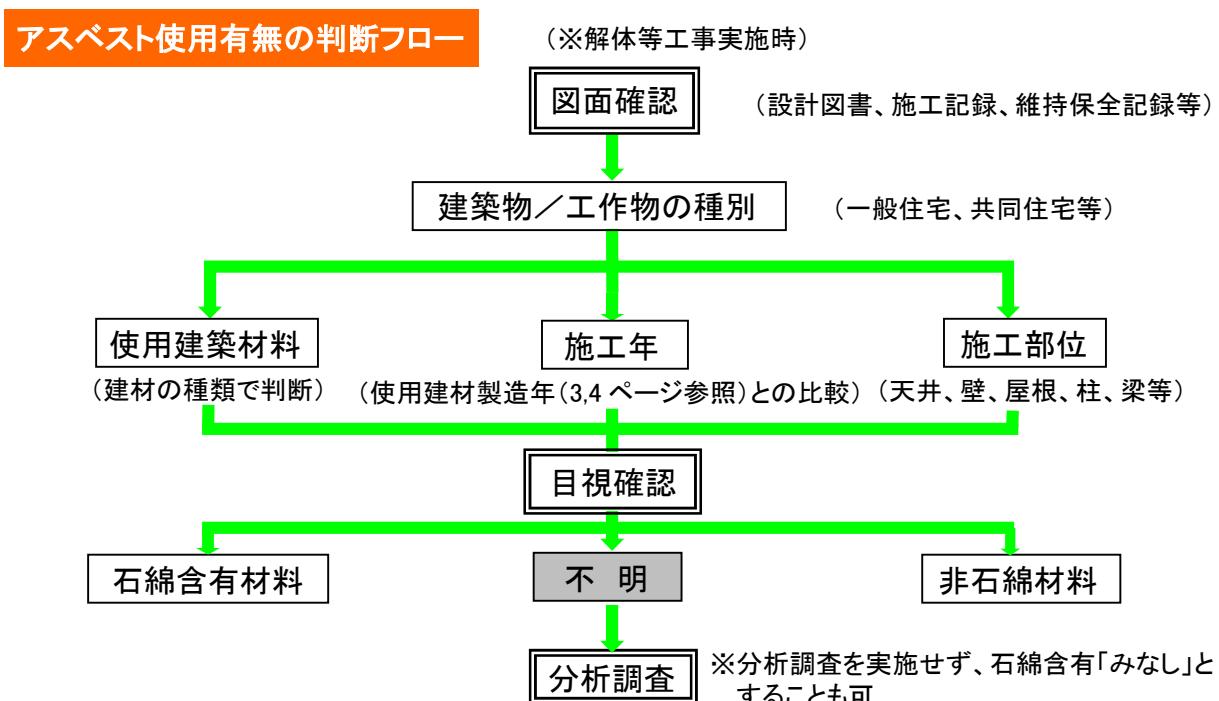
step1 吹付け材などアスベスト建材の使用されている箇所を特定

↓ ※下図【アスベスト使用有無の判断フロー】参照

step2 アスベスト建材の劣化等を定期的に観察

↓ ※次ページ【吹付けアスベストの劣化の状況】参照

step3 アスベスト建材に劣化等がみられ労働者にばく露のおそれがある場合には、除去等の発じん防止対策を実施



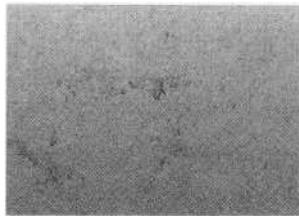
※解体等工事実施時のアスベスト使用有無の調査は、上記手順で法定化されています。

なお、大気汚染防止法及び労働安全衛生法石綿障害予防規則において、石綿に関する一定の知見や分析経験を有する者が調査を実施することとされています(2023(令和5)年10月1日以降適用)。

吹付けアスベストの劣化の状況

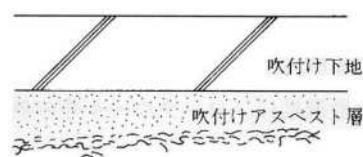
1. 層表面の毛羽立ち

吹付けアスベストの表層部で結合材の劣化などによって、纖維が毛羽立っているもの。



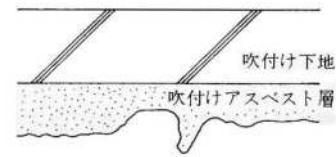
2. 繊維のくずれ

「毛羽立ち」の程度からさらに劣化が進行し、表層、又は表層下部のアスベスト纖維がほぐれて荒れた状態になっているもの。



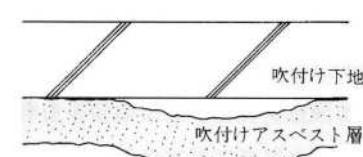
3. たれ下がり

吹付けアスベストの一部が劣化し、外力等によって層外へ、たれ下がっているもの。



4. 下地と吹付けアスベストとの間の浮き・はがれ

吹付けアスベストの下地への付着力が低下することによって、吹付けアスベスト層と下地との間にすき間、はく離がみられるもの。



5. 層の局部的損傷・欠損

人為的、又は経時変化によって、アスベストの表面、層自体の層間・下地間で生じた局部的な凹み、はく落、はく離。



出典：既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006
(日本建築センター)

事前調査・分析調査ができる者

※2023(令和5)年10月1日以降義務化

〈事前調査〉 (大気汚染防止法及び労働安全衛生法石綿障害予防規則)

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
 - 特定建築物石綿含有建材調査者
 - 一般建築物石綿含有建材調査者
 - 一戸建て等石綿含有建材調査者 ※一戸建て住宅等に限る
- 2023(令和5)年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

〈分析調査〉 (労働安全衛生法石綿障害予防規則)

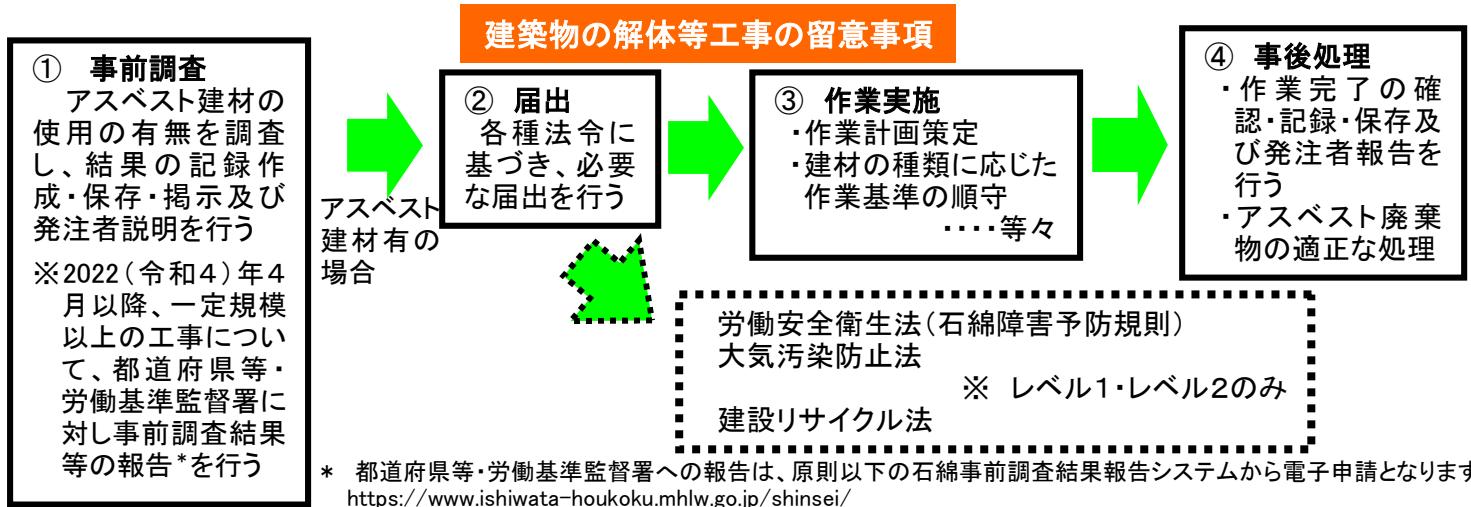
- 厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- (公社)日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク若しくはBランクの認定分析技術者または定性分析に係る合格者
- (一社)日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- (一社)日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- (一社)日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- (一社)日本纖維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

注：義務化する前においても、上記資格者に調査を行わせることが望まれます。

吹付けアスベストに係る分析調査の費用については、補助制度が利用できる場合があります。(8 ページ参照)

6 建築物の解体等工事の留意事項等

建築物の解体等工事にあたり、事業者はあらかじめアスベスト建材の使用有無を調査し、その箇所を特定する必要があります。建築物の解体等工事の留意事項は次のとおりです。



事前調査の結果、アスベスト建材が使用されていた場合、その種類に応じて、解体工事を施工する者は、大気汚染防止法、石綿障害予防規則等の法令に基づく届出や工事時の飛散防止対策の実施が義務づけられています。

解体工事における規制の概要

規制内容	法令	対象建材(作業)			
		レベル1 吹付け材	レベル2 保温材・被覆材・断熱材	レベル3 その他の石綿含有建材	石綿含有仕上塗材
事前手続き	事前調査の実施、結果記録・掲示(2022.4~:一定規模以上の工事における報告)	大防法／石綿則	○	○	○
	事前調査の実施	建設リサイクル法	(吹付け石綿等の付着物の有無確認)		
	作業計画の作成、周知	大防法／石綿則	○	○	○
	特定粉じん排出等作業届出書(14日前までに)	大防法	○	○	—
	工事計画届(14日前までに)	安衛法	(※1:建設業及び土石採取業の場合)	(※1:建設業及び土石採取業の場合)	—
	建築物解体等作業届出(あらかじめ)	石綿則	(※1以外の業種に属する事業者の場合)	(※1以外の業種に属する事業者の場合)	—
	事前届出の実施(工事着手7日前までに)	建設リサイクル法	(特定建設資材への付着した石綿の有無や除去等の措置、その他計画届けについて届出書に記載)		
工事中	特別教育の実施	石綿則	○	○	○
	石綿作業主任者の選任	石綿則	○	○	○
	解体等作業に関するお知らせの掲示	大防法／厚労省通達等	○	○	○
	作業基準(計画)の順守	大防法／石綿則	○	○	○
	保護具の使用等	石綿則	○	○	○
	建材の湿潤化(切断等の作業を行う場合)	大防法／石綿則	○	○	○
	隔離等の措置(切断等の作業を行う場合)	大防法／石綿則	○	(非石綿部での切断による除去では不要)	(けい酸カルシウム板第一種の切断・破碎等に限る)(電動工具を使用しない等では不要)
	関係者以外立入禁止	石綿則	○	○	○
	作業終了後の清掃	大防法	○	(非石綿部での切断による除去では不要(実施推奨))	○
	作業の記録	大防法／石綿則	○	○	○

注: 大防法: 大気汚染防止法、安衛法: 労働安全衛生法、石綿則: 石綿障害予防規則、建設リサイクル法: 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

各法令の規制内容等の詳細については、裏表紙の相談窓口までお問い合わせください。

吹付けアスベスト除去費用

吹付けアスベスト除去費用の目安は次のとおりです。なお、大気汚染防止法及び労働安全衛生法石綿障害予防規則では、解体等工事の発注者には、作業を請け負った業者が法令の規制内容を遵守できるように、解体作業等の方法、費用・工期等の配慮が定められています。

吹付けアスベスト除去費用の目安

アスベスト処理面積	除去費用の目安
300m ² 以下	2.0万円/m ² ~ 8.5万円/m ²
300m ² ~1,000m ²	1.5万円/m ² ~ 4.5万円/m ²
1,000m ² 以上	1.0万円/m ² ~ 3.0万円/m ²

注1:この除去費用の目安は、2007(平成19)年の施工実績から算定されたもので、

仮設、除去、廃棄物処理等全ての費用を含む。

注2:除去費用は部屋の形状等の施工条件により違いがみられる。

出典:「石綿(アスベスト)除去に関する費用について」
(2008(平成20)年 国土交通省の公表資料より)

アスベスト調査・除去費用の補助制度

アスベストの調査・除去の際には、補助制度を利用できる場合があります。

この補助を希望される方は、必ず事前に対象となる建築物が所在する市町村にご相談ください。

補助制度の概要

補助の種類	対象建築物	対象区域	補助額
分析調査費の補助	アスベスト含有のおそれのある吹付け建材が施工されている建築物	補助制度を創設している市町村内※	分析調査に要する費用について定額 (15万円から25万円以内)
除去等改修費の補助	吹付けアスベスト等が施工されている建築物 (付属する機械室・電気室等を含む。)	補助制度を創設している市町村内※	吹付けアスベスト等の除去等 (除去、封じ込め、囲い込み)に 要する費用の2/3以内。 補助限度額は、市町村が定める額 (120万円から180万円)以内。

※ 補助制度を創設している市町村は以下のWebページでご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000060714.html>

注: 補助制度を創設している市町村は、毎年度更新されていますので、最新の状況をご確認ください。
なお、予算の都合等により、年度途中で補助制度が終了している場合がありますので、詳細は建築物の所在する市町村にお問合せください。

解体工事におけるアスベスト飛散の事例

解体工事におけるアスベスト飛散について、次の事例がありました。その原因や対策に十分留意してください。

事例

集じん・排気装置の不具合や吸引能力不足によるアスベスト飛散

対策

- ・集じん・排気装置の適切な配置、稼働前のフィルターの取り付け状態の確認、フィルターの適切な交換等
- ・周辺環境のアスベスト濃度測定の実施
(集じん・排気装置が適切に使用されていることの確認)

事例

石綿含有成形板等を破碎する等によりアスベスト飛散

対策

- ・原形のまま原則除去し、破碎や破断を行わない
- ・破碎や破断する場合は、散水や薬液散布等により湿潤化して作業する(必要に応じて養生も)

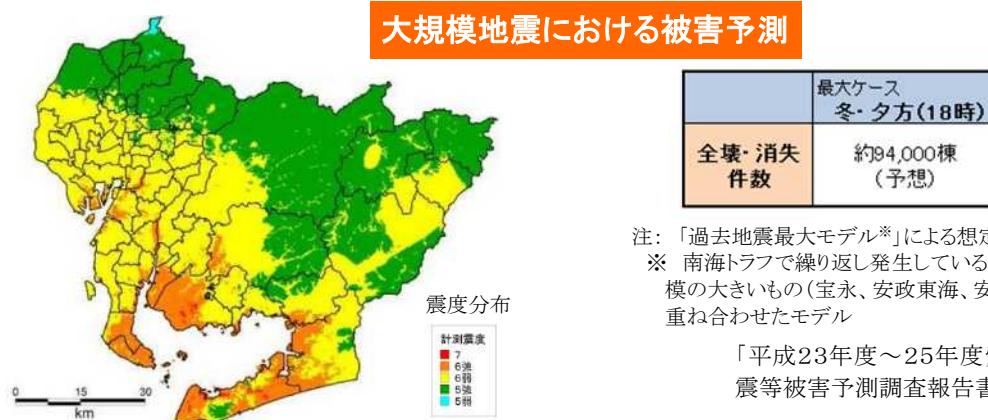


7 大地震に備えて

愛知県は、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震から受ける影響が極めて大きく、これによる地震発生時には、多くの建物の倒壊が予想されています。中でも建築基準法の旧耐震構造で設計された 1981(昭和 56)年6月以前の建物については、倒壊などの危険が高まり深刻な被害が懸念されます。

大地震などで発生したがれきについて、その中のアスベスト建材を分別することは非常に困難であり、さらに被災建築物のアスベスト調査は、通常と異なり十分な調査ができないと考えられます。

このため、大地震の発生に備えた建築物のアスベスト対策については、まず建築物の管理者がどこにアスベストが使われているのか把握し、飛散のリスクが最も高い吹付けアスベストからできるだけ早期に除去などの対策をとることが重要です。



アスベスト飛散防止対策における災害時の特徴

- ・設計図書の紛失等によるアスベスト建材使用場所の情報不足
- ・倒壊等の危険性から、解体作業時に通常の飛散防止対策が困難
- ・がれきに混入したアスベストの分別の困難
- ・「囲い込み」、「封じ込め」処理済み部分の崩壊による飛散



【地震により囲い込みが破損、アスベストが露出した例】

出典:環境省報道発表資料

平常時からのアスベスト建材の適切な管理と早めの除去を行いましょう！

粉じんばく露防止のために

大規模地震の発生後には、復旧工事における建築物の解体・改修・がれき処理作業に伴い、アスベストを含む粉じんのばく露が懸念されます。

住民等の対策

粉じんばく露の防止のために、防じんマスクの装着が有効ですが、その際には正しい方法によりマスクを装着する必要があります。

発生源(建物)側の対策

地震発生直後には、風等の影響による石綿の飛散を防ぐための応急措置(シート養生等)を実施します。インフラの回復後、適切な飛散防止対策を取り、解体等を行います。

粉じんのばく露を防ぐために

正しく防じんマスクを装着しましょう

適切な性能を有する防じんマスクを使いましょう

以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた防じんマスクを使いましょう。

- ・厚生労働大臣の型式検定
例: DS2マスク 等
- ・NIOSH規格
例: N95マスク 等
- ・欧州規格 (EN149)
例: FFP2マスク 等

間違った防じんマスクのつけ方に注意しましょう

(使い捨て式防じんマスクについて「悪い例」の紹介)



しめひもが片側
は正在されている
マスクが上
下逆さま
しめひもが首
元で2本掛け
になっている
しめひもを加
工して耳かけ
式にしている

防じんマスクをつけた時の注意点について

しっかりと顔に密着させましょう

- マスクの変形・破損が無いことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。
- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう。
- もし、漏れ込みを感じられた場合は①マスクの位置を調節する
②しめひもの長さを調節する 等を行って再度確認してください

※注意事項
・防じんマスクの規格は性能に応じた種類がありますので作業内容に応じた防じんマスクを選択して下さい。
・酸素濃度18%未満の作業環境では絶対に使用しないで下さい。
・使用中にマスクが損傷したり、呼吸が苦くなったり等の場合には速やかに安全な場所に移動してください。

8 参考資料等

アスベスト一般

○石綿総合情報ポータルサイト 【厚生労働省】

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

○石綿(アスベスト)問題への取組 【環境省】

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/>

○アスベスト(石綿)情報 【愛知県】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000060714.html>

○建築物のアスベスト対策 【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/07/070425_2_.html

アスベスト使用有無の調査

○石綿分析技術評価事業 【(公社)日本作業環境測定協会】

<https://www.jawe.or.jp/ishiwata/ishiwatabunseki.html>

○目で見るアスベスト建材(第二版) 【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html

○石綿(アスベスト)含有建材データベース 【国土交通省、経済産業省】

<https://asbestos-database.jp>

解体工事時のアスベストの飛散防止対策

○建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html 【厚生労働省、環境省】

○建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針 【厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/index.html>

アスベスト分析・除去時の補助制度

○アスベスト除去等に係る補助制度のご案内 【愛知県】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000060714.html>

災害時におけるアスベスト飛散防止対策

○災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル(改訂版) 【環境省】

<https://www.env.go.jp/press/104593.html>

各種法規制関係のパンフレット等

○石綿パンフレット等 【石綿障害予防規則】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html

○石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料 【大気汚染防止法】

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/kouhou.html>

○建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取り扱い 【建設リサイクル法】

<http://www.suishinkaigi.jp/publish/pamphlet2.html>

○アスベスト廃棄物の処理等について(環境省 HP) 【廃棄物処理法】

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index7.html>

アスベストに関する相談窓口一覧

相談内容	問い合わせ先	連絡先
健康相談 (産業保健関係者、労働者等)	愛知産業保健総合支援センター (医師対応あり)	052-950-5375
一般健康相談	最寄りの保健所(名古屋市は保健センター)	
石綿健康被害救済制度の受付窓口	最寄りの保健所(名古屋市は保健センター)、 独立行政法人環境再生保全機構(0120-389-931)、 環境省中部地方環境事務所環境対策課(052-955-2134)	
アスベストの特殊健診、診断、治療が可能な病院	旭労災病院(尾張旭市) 中部労災病院(名古屋市港区)	0561-54-3131 052-652-5511
アスベスト使用製品	一般社団法人JATI協会 (旧(社)日本石綿協会)	03-5765-2381
建築物に関する相談	一般社団法人愛知県建設業協会	052-242-4191
労働者及び元労働者に係る石綿障害の予防対策、健康診断	愛知労働局労働基準部健康課	052-972-0256
労災補償制度	愛知労働局労働基準部労災補償課、 最寄りの労働基準監督署労災担当課	052-855-2147
解体等の届出 (労働安全衛生法)	愛知労働局労働基準部健康課、 解体現場を所管する労働基準監督署安全衛生 担当窓口	052-972-0256
解体等の届出 (大気汚染防止法)	愛知県環境局環境政策部水大気環境課 東三河総局又は県民事務所の環境保全課 (名古屋市は所管の保健センター、豊橋市、 岡崎市、一宮市及び豊田市は各市役所窓口)	052-954-6215
解体等の届出 (建設リサイクル法)	愛知県建築局建築指導課 県建設事務所維持管理課 市町村建築関係窓口	052-954-6570
建築物の増改築・解体等 (建築基準法)	愛知県建築局建築指導課 県建設事務所建築課 市町村建築関係窓口	052-954-6587
廃アスベストの処理 (廃棄物処理法)	愛知県環境局資源循環推進課 東三河総局又は県民事務所の廃棄物対策課又 は環境保全課(名古屋市、豊橋市、岡崎市、 一宮市及び豊田市は各市役所窓口)	052-954-6237
家庭用品の廃棄	市町村廃棄物(ごみ収集)関係窓口	
アスベスト濃度(建材中・大気中)の測定	一般社団法人愛知県環境測定分析協会	052-321-3803
愛 知 県 愛知県アスベスト対策協議会 事務局 愛知県環境局環境政策部水大気環境課 電話 052-954-6215 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000060714.html		